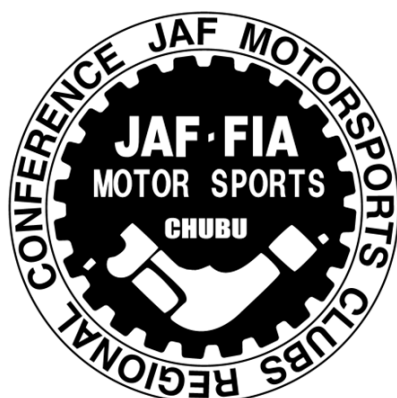


JAF中部地域クラブ協議会
臨時クラブ・団体代表者会議



開催：平成27年7月20日
場所：小牧勤労センター大会議室

目 次

1. 第1号議案 JMRC中部会則、運営規定変更の件…………… 2～3
2. 第2号議案 JMRC中部共済規定変更の件…………… 4
3. 第3号議案 JMRC中部スポーツ安全保険加入支援規定制定の件… 5
4. 第4号議案 JMRC中部モータースポーツ振興基金規定制定の件… 6
5. 第5号議案 JMRC中部モータースポーツ互助会《規約》制定の件… 7～9
6. 第6号議案 その他

第1号議案 JAF中部地域クラブ協議会 会則、運営規定変更の件

■提案理由

JMRC中部では2012年より会員の負担軽減や会員数の減少に歯止めをかけるため会費の引き下げを行いました。その段階においては一般会計には比較的多くの繰越金があり毎年150万円前後の収入が不足する中でも従来通りの事業内容で運営が可能でしたが、会費値下げから3年が経過した本年度は繰越金の残高も大幅に減少しております。そこで来年度から事業内容の抜本的な見直しを行うとともに一般会計の健全化を図ることができるよう以下の通り会則、運営規定の変更を提案いたします。

1. 正副運営委員長の選出時期の変更を行います

現行の規則では正副運営委員長の選出は任期の完了する年度の11月に開催する運営委員会において選出されることになっていますが、この場合、11月に選出されても既に翌年度の事業計画や予算案は各専門部会や委員会では決定済みの場合がほとんどで、新任運営委員長がリーダーシップを発揮して新年度の事業計画や予算を組むことが非常に難しくなります。これ等の弊害を解消するためJAF中部地域クラブ協議会運営規定第6条2項を変更し前倒しして正・副運営委員長選挙を実施できるようにします。

2. 支部制度を廃止します

JMRC中部の現在の組織は各県支部において支部会を開催し県単位での懸案事項を検討し運営委員会や専門部会に提議することや連絡調整、情報交換を行うことになっていきます。しかし県単位での連絡調整や情報交換という役割はインターネットなどの普及や会員数の減少により一部の地域を除いてほとんど開催されなくなりました。また、同時に専門部会においても、各部会員の構成要件が各県支部より輩出することになっていきますが各県支部会がほとんど開催されていない状態では今後、専門部会の部会員においては選手の負託と主催者の負託による選出が適切と考え会則、運営規則の変更を提案します。

3. 賛助会員の会費を減額します

現行では賛助会員の会費は10万円と高額のため加入者はありませんが昨今の自動車関連企業におけるモータースポーツ活動の拡大傾向を見据え、積極的に賛助会員の拡大を行うため会費の値下げを提案いたします。

変更箇所 赤字で表示 削除箇所 抹消

J A F 中部地域クラブ協議会 会則

第8条 運営委員会

運営委員会は、運営規定により選出された以下の運営委員で組織構成される。

1. 運営委員長 1名
2. 副運営委員長 2名
3. 専門部会長 ~~4名~~ (専門部会数に依る)
4. 委員会委員長 ~~4名~~ (委員会数に依る)
5. 事務局長 1名
6. 運営委員長が指名したJ A Fモータースポーツ専門部会員 若干名
7. 前年度運営委員の推薦で委員長が認めた者 若干名

・第11条 専門委員会

1. 本会は、次の委員会を置く。

- 1) 総務広報委員会
- 2) 事業企画委員会
- ~~3) 支部連絡委員会~~
- 3) 共済会管理委員会

・~~第12条 支部~~

~~本会は下記の7支部を持つ。~~

~~支部は代表者を選出し、支部連絡委員会に支部長として所属する。~~

- ~~1) 富山支部~~
- ~~2) 石川支部~~
- ~~3) 福井支部~~
- ~~4) 岐阜支部~~
- ~~5) 静岡支部~~
- ~~6) 愛知支部~~
- ~~7) 三重支部~~

J A F 中部地域クラブ協議会運営規定

第6条 正・副運営委員長の選出

2. 運営委員長の任期の完了する年度の11月に~~末日まで~~に開催する運営委員会において選挙管理委員会を設置し、選挙により正・副運営委員長を選出する。

第8条 専門委員会委員長の職務

原則として以下の担当委員会を組織し、運営委員会の承認のうえ委員会活動を行う。~~ただし事業計画によって委員会の統廃合をすることができる~~

~~3. 支部連絡委員会~~

- ~~1) 会則第5条の各県を支部とし、支部における諸問題を運営委員会に提議し、連絡調整および情報交換を行う。~~
- ~~2) その他、運営委員会負託事項~~

第10条 専門部会委員の選出

1. 担当部会長の指名により選出し、運営委員会の承認を得るものとする。

~~2. 支部に専門小部会を組織し、小部会長は担当部会の委員となる。~~

2. 原則として委員は各シリーズから主催者、選手代表を1名ずつ、事務局1名とする。副委員長は選出された委員の中より1名を選出する。

第16条 入会金・会費

2. 賛助会員

会費 ~~100,000円~~ 30,000円

第2号議案 J A F中部地域クラブ協議会共済規定変更の件

■提案理由

JMRC中部運営委員会ではスポーツ安全保険の登場以来、本日まで共済会との棲み分けについて様々な議論を進めてきました。現行の共済制度には加入費が不要というメリットはありますが万一の事故の際には現在の給付水準では満足な給付が得られず本当に会員のメリットになっているのかという疑問も投げかけられています。会員の高齢化や競技スピードの上昇など着実にリスクが高まっている現在ではスポーツ安全保険の必要性がますます高まっています。また、このままスポーツ安全保険を自己負担での任意加入に留めておくことは将来的にJMRCに加入するメリットが失われJMRC中部の存在意義も希薄になってしまうことも考えられます。そのためJMRC中部がスポーツ安全保険の加入費用の一部を共済会基金より補助できるよう規定の改正を提案いたします。

変更箇所 赤字で表示

削除箇所 抹消

J A F中部地域クラブ協議会共済規定

・第1条 目的

本共済の目的は次のとおりとする。

1. J A F公認競技会における共済加入者の人身事故に対する救済。
2. J A F公認競技会における共済加入者の社会的権利と地位に関する救済。
3. 上記2項に類似する保険の加入支援。
4. JMRC中部の自主性維持。

第7条 給付の制限

1. 本共済会基金のうちJMRC共同共済（全国共済）の財源として3000万円を引き当てる。ただしJMRC共同共済が解散された場合はその限りではない。
2. 本共済会は公的セーフティネットに入っていないため、給付金額が共済会基金を上回った場合（共同共済引き当て分を除く）は給付できないことを予め承知しなければならない。

・第8条 共済会基金

基金の用途は次によって行う。

1. 人身事故・地位保全に対する給付。
2. 第1条第3項による保険加入の支援。
3. 協議会の維持に関わる支出。

第11条 協議会の自主性維持に関わる給付支出

第1条の第3 4項に関わるもので第3条の第1項に従う。

第3号議案 JMRC中部スポーツ安全保険加入支援規定制定の件

■提案理由

第2号議案に関連する議案

(仮) JMRC中部スポーツ安全保険加入支援規定

JAF中部地域クラブ協議会（以下、JMRC中部という）は、本会に加盟するクラブ・団体の所属員の福利厚生のためにスポーツ安全保険加入支援制度を設け、本規定をもって運用する。

第1条（目的）

この規定は、JMRC中部が会員の福利厚生のためにスポーツ安全保険加入支援制度を設け、必要な事項を定める。

第2条（事業）

この制度は、JMRC中部が加入を希望する会員に対してスポーツ安全保険の加入金の一部として1名当たり1,000円を補助する。

第3条（対象者）

1. この制度の対象者は、JMRC中部に加盟するクラブ・団体の所属員とし申請時においてクラブ、団体に30日以上所属実績があるものとする。
2. 補助を受けたものでJMRC中部のクラブ、団体での活動に実績が無いと確認された場合、補助金の返金を求める場合がある。

第4条（補助申請方法）

1. スポーツ安全保険の加入は各クラブ単位で行うものとする。なお、登録時の団体名にJMRC中部と記載すること。（例：JMRC中部〇〇〇レーシングクラブ）
2. 新規加盟時または年度更新時において提出するJAF中部地域クラブ協議会共済会クラブ員登録申請書に併せて、スポーツ安全保険加入者団体員名簿、払い込み完了通知書の写しを郵送、または電子メールにて送付するものとする。
3. 補助金の申請は1クラブあたり年度毎に1回のみとし3月1日から4月末日までに申請するものとする。
4. 補助金の支給は銀行振り込みにてクラブ指定の口座に振り込むものとする。なお、その場合の振込み手数料はクラブの負担とする。

第5条（財源）

本制度は原則として限りのあるJMRC中部共済基金を財源とするため制度利用者の増加や基金の減少により中止や廃止されることを予め承知しなければならない。

第6条（本規定の改定）

本規定の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

第7条（その他）

JAF公認競技会において監督役務や審査委員を務める予定があるものは本制度の利用を強く推奨するものとする。

第8条（本規定の施行）

本規定は2016年1月1日より施行する。

以上

2015年7月20日制定

2016年1月 1日施行

第4号議案 JAF中部地域クラブ協議会モータースポーツ振興基金規定制定の件

■提案理由

JMRC中部では事務局維持、開設を目的に長年にわたり（事務局）維持準備金を積み立ててまいりましたが会員数の減少や事務局開設後の固定費などを検討すると事務局の開設及び専任担当者の雇用は現実的には困難な状況となっております。また、事務手続き業務のさらなるIT化を推進すれば事務局の開設や専任担当者の雇用をしなくても運営は可能と判断し維持準備金をモータースポーツの振興のために支出できるようこの機会に規定を設け環境を整えます。

（仮）JMRC中部モータースポーツ振興基金規定

JAF中部地域クラブ協議会（以下、JMRC中部という）は、JMRC中部の事務局維持、開設を目的に積み立てられた維持準備金にモータースポーツの振興という目的を追加し、本規定をもって制定し運用する。

第1条（目的）

この規定は、JMRC中部が中部地区のモータースポーツ振興及び事務局の維持、開設をはかるために設定したJMRC中部モータースポーツ振興基金（以下「基金」という）に関し、必要な事項を定める。

第2条（事業）

この基金は、JMRC中部が主に中部地区のモータースポーツを振興するために行われるや事業や事務局の維持、開設に必要な費用にあてる。

第3条（構成）

1. この基金は、2015年11月30日現在保有する維持準備金を基本金とした資産とする。
2. 基金の積み立ては一般会計の余剰金、寄付金をもってそれに充てるものとする。

第4条（管理）

1. この基金の管理並びにその運用は運営委員会が行う。
2. 基金を取り崩す場合は運営委員会及びクラブ・団体代表者会議の承認を得て一般会計に繰り入れるものとする。

第5条（本規定の改定）

本規定の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

第6条（本規定の施行）

本規定は2016年1月1日より施行する。

以上

2015年7月20日制定

2016年1月 1日施行

第5号議案 JMRC中部モータースポーツ互助会 《規約》制定の件

■提案理由

現在、ラリー出場に関して必須となるラリー保険の掛け金について、特に若者の掛け金は非常に高額となり参加者減少の一因となっています。そのような時代に対応するためにJMRC中部では2012年より低額で加入できる独自の互助会制度を発足させました。多くの選手に利用していただき一定の成果を上げておりますが、まだまだ給付額に対して積立金が少なく運営が不安定なのが現状です。今後、積立金が少ない状態で高額な給付金が発生した場合、最終的にはJMRC中部の会計から補てんすることになります。ラリー選手のみを優遇するというご批判もあり、多くのカテゴリーの選手にサービスが提供できるようにすることが課題となっています。そこでこの機会に互助会制度を多くのカテゴリーの選手が加入のできる制度に変更し、万一の給付に対してもJMRC中部が万全のバックアップ体制を明確にすることで中部のモータースポーツ振興の為に積極的に寄与できる制度にするために提案します。

JMRC中部モータースポーツ互助会 《規約》

第1条 目的

JAF中部地域クラブ協議会（以下JMRC中部という）は2012年1月7日に制定されたラリー互助会を発展的に解消し、ラリー競技会及びジムカーナ、ダートトライアル競技会（以下スピード行事）等の振興のため、競技参加者の各種負担軽減を目的とする相互扶助制度を設ける。

第2条 名称

JMRC中部モータースポーツ互助会（以下互助会という）とする。

第3条 構成

1. この互助会は、2015年11月30日現在保有するJMRC中部ラリー互助会の積立金を資産とする。
2. 互助会の積み立ては互助会加入金、寄付金等をもってそれに充てるものとする。

第4条 対象者

1. ラリー競技会及びスピード行事に参加するドライバーが、JMRC中部に加盟するクラブの所属員で30日以上所属実績があること。
2. ラリー競技会及びスピード行事に参加するドライバーがJMRC中部事務局に当該年度の所属員として登録申請されており当該クラブ、団体での活動に実態があること。
3. JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会で事前に運営委員会の承認を得られた大会に参加するドライバー。

第5条 互助会への加入

1. 互助会に加入する場合は以下の3つのタイプから選択して加入するものとする。

(1) ラリータイプ

各自、ラリー専用の振込用紙にて5,000円の会費（1大会毎の掛け捨て）を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。また、大会公式参加受付時にその領収書を提示すること。

(2) スピード行事タイプ

スピード行事の場合、スピード行事専用の振り込み用紙にて3,000円の会費（1年間の掛け捨て）を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。（注1）

ただし年度内に給付を受けたものは新たに給付を受けられないものとする。（注2）

注1：振込み日以前の大会分は無効 注2：再度加入申し込みをした場合は給付を受けられる

(3) イベントタイプ

JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会の場合、主催者は参加者1名当たり300円の会費（1大会ごとの掛け捨て）を郵便局にて大会日以前に確実に振込むとともに事務局あてに指定の参加者名簿をFAX、電子メールにて送付すること。

2. 重複して加入した場合や資格が無い者が加入した場合でも連絡や返金を行わないものとする。

第6条 対象期間

ラリータイプおよびイベント主催タイプの場合は該当する競技会の開催期間としスピード行事タイプの場合は加入日から当該年度末日までとする。

第7条 適用競技会等

1. ラリータイプの場合はJMRC中部チャンピオンシリーズ、チャレンジシリーズ、その他JMRC中部が認めた競技会とする。
2. スピード行事タイプの場合は以下の競技会全戦を対象とする。
 - (1) JMRC中部ジムカーナ、ダートトライアル選手権（通称チャンピオン戦、ミドル戦）全戦
 - (2) JMRC全国オールスタージムカーナ・ダートトライアル
 - (3) JMRC西日本ジムカーナフェスティバル・ダートトライアルフェスティバル
3. イベントタイプの場合はJMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会でJMRC中部が認めたイベントを対象とする

第8条 補償内容（対人）

■ラリータイプの場合

当該競技中（レッキを含む）に発生した、クルーが加害者となる対人身事故（死亡事故）に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■スピード行事タイプの場合

当該競技中（公開練習を含む）に発生した、ドライバーが加害者となる対人身事故（死亡事故）に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■イベントタイプの場合

イベントに参加ドライバー本人の人身事故（死亡事故）に対して1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。また、事故により連続7日間以上入院したとき、1日目から180日の範囲内で1日当たり3,000円の見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

第9条 補償内容（対物）

■ラリータイプの場合

当該ラリー競技に発生した、クルーが加害者となる対物損事故に対して、1事故200万円（免責10万円）を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■スピード行事タイプの場合

当該競技中（公開練習を含む）ドライバー本人が加害者となる対物損事故に対して、1事故10万円（免責3万円）を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。なお上記のほかクラッシュ、転倒などにより明らかに自走不能状態に陥った場合（整備不良が原因となるもの及びエンジントラブル・駆動系トラブル等の故障を除く）は3万円を限度に給付する（免責なし、前項と重複給付可）

■イベントタイプの場合

JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会では対物の補償は行わないものとする。

第10条 事故報告

事故報告はドライバー本人が事故発生後速やかにJMRC中部事務局宛に行うこと。原則として30日以内に適切な事故報告が行われない場合、給付を行わない場合がある。

事故報告書（発生時の現場詳細図および発生状況説明書）および適正な方法で作成された見積書をJMRC中部事務局に提出すること。ドライバーが報告できない場合は、大会主催者または所属するクラブ員が行うこと。

第11条 給付

1. 事故報告書を基に発生状況を調査の上、運営委員会の審議結果が前項報告者に通知され、運営委員会で給付の承認がされた場合、支払済みの領収書原本をJMRC中部事務局に提出後ドライバーに銀行振り込みにて給付されるものとする。
2. 見舞金給付後、請求に不正が発覚した場合は見舞金の返還を求めることができる。
3. 不正が悪質と認められる場合、JMRC中部は互助会加入資格取消などを行うことができる。

第12条 管理

1. 本互助会の会計はJMRC中部運営委員会によって管理される。
2. JMRC中部は本互助会の積立額が低額の場合、見舞金給付に備えて各種基金等より1000万円を上限に見舞金給付引当金を予算計上するものとする。

3. 本互助会は積立金額を上回る給付が発生した場合、JMRC中部の見舞金給付引当金の範囲内で無利息にて借り入れを行い給付することが出来るものとする。ただし公的セーフティネットに入っていないため、見舞金給付金額が互助会積立金またはJMRC中部見舞金給付引当金額を上回った場合は給付できないことを予め承知しなければならない。
4. 本規約の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。
5. JMRC中部は本互助会に対する債権を放棄して本互助会を解散することができる。

第13条 本規約の施行

本規約は2016年1月1日より施行する。

制定 2015年7月20日

施行 2016年1月 1日